

医 療 提 供 体 制 制 度 改 革 要 綱 （ 案 ）

医療提供体制制度改革要綱（案）

はじめに

社会保障審議会医療部会においては、医療提供体制の改革について、平成16年9月から検討を開始し、平成17年8月に、それまでの15回の議論を踏まえ、医療提供体制に関する基本的な考え方を整理するとともに、審議の結果を中間的にとりまとめた。

医療部会においては、中間まとめを基本として、また、関係する検討会の議論も踏まえ、平成17年中の意見のとりまとめを目指し、9月以降引き続き〇回（通算〇〇回）にわたり検討を進めてきたところであるが、これまでの議論を踏まえ、医療提供体制に関して制度改革等が必要であるものを、以下のとおりとりまとめることとする。

なお、改革の全体像が一覧できるようにする観点から、中間まとめまでの段階に改革の方向性が整理された事項も含めて整理するとともに、法律あるいは省令など、どのレベルでの制度見直しが必要であるかについても参考として付記することとしている。

以下の内容には、第20回（11月24日開催予定）における審議を経た上で記載すべきものについても、作業の便宜上含まれているが、当然、第20回での審議結果を踏まえた必要な修正がなされるべきものである。

1. 総論

○ 現行の施設規制法の性格が強い医療法について、患者の視点に立ったものとなるよう、必要な規定の追加も含めて全体的な構造を見直す。【医療法】

2. 患者・国民の選択の支援

（1）広告規制制度の見直し

○ 広告規制制度については、患者・国民の選択を支援する観点から、現行の告示のように一つ一つの事項を個別に列記するのではなく一定の性質を持った

項目群ごとに、例えば「〇〇に関する客観的事実」等と規定する「包括規定方式」を導入することにより、広告可能な内容を相当程度拡大する。その上で、治療の方法及び医師等医療従事者に関する事項については、客観性が確保できるとして厚生労働大臣が定めたものを広告できることとする。医療の実績情報（アウトカム指標）についても広告可能とし、具体的には客観的な評価が可能として厚生労働大臣が定めたものから認めていくこととする。【医療法】

○ 医療の実績情報について客観的な評価を可能とするための手法の研究開発を推進する等のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集するとともに、分析後のデータを還元する等の具体的な仕組みを構築する。【運用（研究費の活用）】

○ 広告規制違反について、行政機関による報告徴収、立入検査及び広告の中止等の改善措置を命ずる規定並びにこれら命令を発した事実を公表できる規定を新設するとともに、命令に従わない場合に罰則を適用する制度に移行（ただし、虚偽及び誇大広告については、引き続き、直ちに罰則を適用できる制度を維持）する。【医療法】

○ 広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定等を行うとともに、新制度施行後に実際に広告された内容の客観性等を判断し、随時改善を図る事後チェック機能を働かせるため、厚生労働省に少人数の検討会（以下「広告規制等検討会」という。）を設置する。

（２）情報提供の推進

○ 患者・国民の選択を支援する観点から、国、都道府県及び医療機関について、医療に関する情報提供の推進に関する責務規定を新設する。【医療法】

○ 医療機関について、一定の情報を都道府県に届け出、都道府県がこれを整理して、インターネットその他住民が利用しやすい形で公表する制度を創設する。【医療法】

○ 「一定の情報」については、広告可能な事項等を参考に広告規制等検討会で検討し、厚生労働省令に規定する。その際、都道府県が独自の項目を設定することを可能とする。【医療法に基づく省令】

（３）その他情報提供の推進策

○ 医療機関による自主的・自立的な取組により、インターネットを含む広報

により提供される医療情報の信頼性を確保するという基本的な考え方に基づき、厚生労働省の一定の関与の下でガイドラインを作成し、その普及を図る。

【ガイドライン作成】

○ 学会等からの意見の聴取等、標榜診療科の追加等に関する手続きを進める。

【医療法に基づく政令】

○ 医療機関の名称に係る制限を緩和するとともに、院内掲示を義務づける事項を見直す。いずれも、具体的な取扱いが広告規制等検討会で検討する。【運用通知・医療法に基づく省令】

○ 医療機関の管理者に対し、患者及びその家族からの相談等を受け付ける機能や体制整備についての努力義務規定を新設する。【医療法】

○ 入院時の入院診療計画の策定及び患者への交付・説明を義務化するとともに、退院時に、退院後の保健医療サービス・福祉サービス等に関する計画の策定及び退院患者への交付・説明についての努力義務規定を新設する。【医療法】

○ 特定機能病院及び地域医療支援病院以外の病院についても、その備えるべき診療の諸記録に、看護記録を追加する。【医療法に基づく省令】

3. 医療安全対策の総合的推進

○ 国、都道府県及び医療機関について、医療安全対策についての責務規定を新設する。【医療法】

○ 現行の病院及び有床診療所に加え、無床診療所、歯科診療所、助産所についての安全管理体制についての基準を新設する。【医療法に基づく省令】

○ 病院、診療所及び助産所に対し、院内感染制御体制についての基準を新設する。【医療法に基づく省令】

○ 医療機関の管理者に対し、医薬品及び医療機器の安全使用及び管理体制に関する一定の基準を新設する。【医療法に基づく省令】

○ 有床診療所について、他の医師との連携等、入院患者の緊急時に適切に対応できる体制の確保を義務づける。【医療法】

○ 助産所について、産科の嘱託医師の他に連携医療機関を定めることとする。【医療法及び運用通知】

○ 都道府県に設置されている医療安全支援センターを法律に位置付ける。【医療法】

- 1 ○ 医師及び歯科医師、薬剤師並びに保健師、助産師及び看護師の行政処分に
2 関し、被処分者に対して再教育の受講を義務づけるとともに、長期の医業停
3 止処分の見直し、戒告の新設等の見直しを行う。【医師法・歯科医師法・薬
4 剤師法・保健師助産師看護師法】

7 4. 医療機能の分化連携の推進

9 4－1 医療計画制度の見直し

- 11 ○ 医療計画の記載事項に、主要な事業（がん対策、脳卒中对策、急性心筋梗
12 塞対策、糖尿病対策、小児救急を含む小児医療対策、周産期医療対策、救急
13 医療対策、災害医療対策及びへき地医療対策をいう。）に係る医療連携体制
14 を追加する。併せて、医療連携体制の構築に係る協議への関係者の協力につ
15 いての規定を新設する。【医療法】
- 16 ○ 医療計画に、上記の主要な事業等に係る数値目標や指標を設定するととも
17 に、医療計画制度に、作成、実施、評価及び見直しの政策循環の機能が働く
18 仕組みを組み込む。【医療法】
- 19 ○ 医療計画の作成、実施及び実施状況の評価に関する必要な事項等に関し国
20 が定める基本方針についての規定を新設する。【医療法】
- 21 ○ 現行医療法において、医療計画に位置付けられる各事業の体制をいわゆる
22 二次医療圏ごとに明らかにするよう求めている規定を削除する等、医療計画
23 に関する規定を整備する。【医療法】

25 4－2 在宅医療の推進

- 27 ○ 医療機関の管理者に対し、患者の退院時に退院調整機能を発揮すること等
28 在宅医療の推進についての努力義務規定を新設する。【医療法】
- 29 ○ 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提
30 供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを規定する。【医
31 療法】
- 32 ○ 医療計画の記載事項に在宅医療を明記するとともに、在宅医療の充実を客
33 観的に評価できる数値目標を医療計画に設定する。【医療法及び運用通知】
- 34 ○ 患者宅での薬剤の交付などのサービスが推進されるよう、処方せんの確認
35 も患者宅で行えるようにする。【薬剤師法】

- 1 ○ 麻薬が適切かつ円滑に提供される体制整備（適切な譲渡・保管・管理に関
2 するマニュアルの作成等）、死亡診断書の交付に関する取扱いルール of 周知
3 等、看取りまでを含めた在宅医療の推進の環境整備を図る。【麻薬及び向精
4 神薬取締法に基づく省令、マニュアルの作成等】

6 4－3 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

8 （１）地域医療支援病院

- 10 ○ 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提
11 供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを規定する。（再
12 掲）【医療法】
- 13 ○ 地域医療支援病院の開設者から毎年提出される業務報告について、都道府
14 県知事が公表する仕組みを新設する。【医療法】
- 15 地域医療支援病院の承認後に承認要件を満たさなくなった場合等におい
16 て、法に従い承認の取消しを行う等、各都道府県において、制度の趣旨に沿
17 った厳格な運用が行われるよう促す。【医療法に基づく運用通知】
- 18 ○ 医療連携体制の構築との関係や地域医療支援病院に本来求められる機能や
19 承認要件のあり方等、地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題について、
20 医療施設体系のあり方に関する検討会を開催して検討を進める。

22 （２）有床診療所

- 24 ○ 有床診療所における４８時間を超える入院を禁止する規定については、有
25 床診療所のこれまで果たしてきた役割や今日の提供している医療の状況等を
26 踏まえ、これを廃止する。【医療法】
- 27 ○ 上記規定の廃止を踏まえ、有床診療所において一層の医療安全の確保を図
28 る観点から、他の医療機関の医師との緊密な連携等、入院患者の緊急時に適
29 切に対応できる体制を確保することを、有床診療所の管理者の義務として規
30 定する。【医療法】
- 31 ○ 患者への情報開示を通じて医療の質の確保を図る観点から、医療従事者の
32 配置等一定の情報については、医療情報の都道府県への届出制度（２（２））
33 において届出の対象とするとともに、院内掲示を義務づける。【医療法及び
34 同法に基づく省令】
- 35 ○ 短期間とはいえ病院と同様入院医療を提供していることから、有床診療所

の療養病床以外の病床（以下「有床診療所の一般病床」という。）についても、４８時間の入院期間制限規定の廃止に伴い、原則として医療計画の基準病床数制度の対象とする。【医療法】

○ 基準病床数制度の対象は、新制度施行後に新設されるもの（療養病床から一般病床に転換されるものを含む。）とし、既設の有床診療所の一般病床については、新たに許可を得ることは求めない。ただし、既存病床数のカウントには、既設のものも含むものとする。【医療法及び同法に基づく政省令】

○ 以下のような一定の場合については、病床の設置や増加に関する都道府県知事の勧告の対象としない。【医療法及び同法に基づく政省令】

ア 病院を廃止して一つの診療所に転換する場合

イ 有床診療所を相続し承継する場合等増床を伴わずに開設者を変更する場合

ウ へき地・離島に開設する場合

○ 有床診療所の一般病床についても、医療連携体制を構築していく中で地域にとって必要と都道府県知事が判断し、医療計画に位置付けられた場合には、病院の場合と同様、病床過剰地域においても必要に応じ例外的に病床の整備を可能とする「特例病床」の対象とする。【医療法に基づく政省令】

（３）特定機能病院

○ 地域の医療連携体制の構築において、高度な医療技術や専門性を必要とする治療などの医療需要に対応できる機能等を有する「医療連携体制を支える高度な医療機能を有する病院」が必要とされていることから、特定機能病院にこのような病院としての役割を期待し、「高度な医療の提供等に当たり医療連携体制の構築に配慮すること」を、特定機能病院の管理者の義務として規定する。【医療法】

○ 高度先進医療の見直しに伴い、特定機能病院の要件の一つである「高度の医療」の範囲について整理する。【通知改正】

○ 看護職員の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院に係る基準を引き上げる（現行２．５対１）。【医療法に基づく省令】

○ 今後検討を進めていく必要のある専門医の育成のあり方、医療機関間における機能分化と連携等に係る論点も踏まえて、特定機能病院に本来求められる機能や承認要件及び名称等、特定機能病院制度のあり方について、医療施設体系のあり方に関する検討会において検討する。

(4) 人員配置標準

- 看護職員の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院に係る基準を引き上げる（現行2.5対1）。（再掲）【医療法に基づく省令】
- 過疎地域等関係法による指定を受けた地域等、医師の確保が困難と判断できる地域に所在する医療機関について、都道府県知事が、全国一律のものより緩やかな独自の医師配置標準を設定できる制度を新設する。【医療法に基づく省令】
- 病院薬剤師の人員配置標準について、検討会を設置し、これまでの経緯等を踏まえた具体的検討を行う。

4-4 薬局

- 薬局を医療提供施設として位置付け、次の事項を実施し、医薬品等の供給拠点として地域医療により貢献していくようにする。【医療法並びに薬事法及び同法に基づく省令】
 - ア 医療計画における医療連携体制への位置付け
 - イ 薬局機能に関する一定の情報の届出・公表の制度化
 - ウ 薬局における安全管理体制等の整備
 - エ 薬局における医薬品に係る情報提供・相談体制の整備

4-5 公的医療機関

- 公私の役割分担の観点から、一般医療については、公的医療機関が本来主たる事業として行う必要はないとの認識のもと、へき地・離島等における診療や救急医療などその確保が特に求められている事業の実施を通じた地域医療の支援を公的医療機関の責務と位置付け、厚生労働大臣又は都道府県知事が、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、こうした事業の実施に関する命令を行う権限を新設する。【医療法】

5. 医療法人制度改革

- 医療法人の非営利性に関する規律を明確化するため、解散時の残余財産は個人に帰属しないこととする等の規定を整備する。新制度への移行については、各法人の自主的・自立的な取組を基本として適切な法人自治に基づいて移行がなされるよう経過措置を講ずる。【医療法】
- 特別医療法人制度について、現行の税制に基づく特定医療法人の要件を参考に、新たな要件を設定するとともに、それにふさわしい事業を担うことを規定する。【医療法及び同法に基づく政省令】
- 医療法人が行うことのできる業務範囲を拡大（有料老人ホームの運営等）する。【医療法】
- 公立病院の運営を、医療法人が指定管理者として積極的に担えるよう規定を明確化する。【医療法】

6. 医療に従事する者の資質の向上

- 医師及び歯科医師、薬剤師並びに保健師、助産師及び看護師の行政処分に関し、被処分者に対して再教育の受講を義務づけるとともに、長期の医業停止処分の見直し、戒告の新設等を見直しを行う。（再掲）【医師法・歯科医師法・薬剤師法・保健師助産師看護師法】
- 助産師、看護師及び准看護師について名称独占資格とする。新たな保健師及び助産師の免許付与について、看護師国家試験の合格を要件とする。【保健師助産師看護師法】

7. 医師偏在問題への対応

- 都道府県医療対策協議会を制度化し、同協議会への参画についての関係者の責務規定を新設する。【医療法】
- へき地・離島等における診療や救急医療などその確保が特に求められている事業に従事することについて、関係者の責務規定を新設する。【医療法】
- 小児科・産科医師の確保が困難な地域での医師偏在問題に対する緊急避難的な措置として、医療計画の見直し、医療対策協議会の設置を通じ、医療資源の集約化・重点化を促進する。